京田辺市留守家庭児童会入会のお申し込みにあたり、あらためてご確認ください。

以下の内容にご理解ご了承いただけましたら、□にチェックと署名をお願いします。

□　**お子さまの通会は週３日以上の予定ですか？**

開所日数の半数以上の出席が必要です。なお、５日以上無断欠席された場合は退会となることがあります。

□　**２０歳以上６４歳以下の方と同居していませんか？**

６４歳以下の成人の方は保育できる方とみなします。同居されている場合はその方が就労している、学生であるなど保育できない証明が必要です。

□　**本日のお申し込みで、負担金の減免申請はありませんか？　　あります・ありません**

減免申請をされる場合は、減免申請書の提出と前年の所得がわかるもの（源泉徴収票または確定申告のコピー）を添えて受付期間内に提出してください。添付資料を受付期間内に提出できない場合は５月末までに必ず提出してください。また、６月１日以降に令和２年度市民税非課税証明書は交付可能となる予定です。交付を受けられたら至急ご提出願います。（負担金額決定後の提出となった場合、減免措置を受けられるのが、７月以降の負担金となります。）

□　**負担金の納入について。**

負担金については６月上旬に決定通知を行い、４～６月分は６月末日までに、７月分から毎月末までに納入いただきます。また負担金は、口座振替による納入をお願いしています。登録口座の残額にご注意願います。
また、新規入会の方は、５月中に振替口座の登録をお願いします。

□　**入会のキャンセルについて。**

入会をキャンセルされる時は、２月２８日（金）までにご連絡ください。
期日を過ぎるとスポーツ安全保険料の返金をすることができません。

□　**入会の決定方法・通知及び入会日について。**

一斉受付期間（１月８日～１月２８日）において、申込みが各留守家庭児童会で定員を上回った場合は、低学年から優先して入会決定を行います。書類審査等の上、入会者を決定し、２月末に入会決定通知書を送付する予定です。またあわせて、新一年生入会者には入会説明会のご案内を同封します。
令和２年度の入会日は、４月１日（水）からです。

**令和２年度京田辺市留守家庭児童会入会児童募集のご案内をよくご覧いただきますよう、お願いします。**

以上の内容を理解了承し、確認しました。

**令和２年　　月　　日　署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

・・・